

法曹養成制度改革顧問会議

第12回会議 議事録

第1 日 時 平成26年9月30日（火）自 午前 9時30分
至 午前11時32分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 法科大学院及び司法試験について
- 3 法曹人口について
- 4 次回の予定、閉会

第4 出席者

葉梨康弘法務副大臣

顧 問 納谷廣美座長、阿部泰久顧問、有田知徳顧問、橋本副孝顧問、
山根香織顧問、吉戒修一顧問

発言者 とうま法律事務所 當真正姫弁護士

文部科学省大臣官房義本博司審議官、高等教育局牛尾則文専門教育課長
法曹養成制度改革推進室 大塙亮太郎室長、西山卓爾副室長、岩井直幸参事官

○大塙室長 予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第12回会議を始めさせていただきます。

法曹養成制度改革推進会議の副議長であります法務大臣が交代しましたけれども、松島大臣は本日公務のため、葉梨法務副大臣から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○葉梨法務副大臣 おはようございます。9月4日の内閣改造で法務副大臣に就任いたしました、葉梨康弘でございます。

法曹養成制度改革推進会議の副議長の松島みどり法務大臣が、本日公務のため、閣議でございますが、欠席でございます。御指名によりまして、代理で務めさせていただきます。一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

この顧問会議ですが、昨年9月以来、既に11回の会議が開催され、毎回熱心かつ有意義な議論を頂いていると聞いております。皆様の御尽力に対して、改めて厚く感謝を申し上げます。

御案内のように、司法制度改革については、導入された新しい法曹養成制度について、これまで多くの才能ある人材を法曹に輩出している一方で、法科大学院ごとの司法試験合格率のばらつきや法曹志願者の減少など、司法制度改革当初の想定どおりに機能していない面があるとして、様々な問題点が指摘されています。法曹は司法という社会のインフラを担う大きな役割を負っており、法曹の養成に関する制度をめぐる問題はいずれも深く、かつ難しいものばかりであると認識しています。

顧問会議で御議論いただいたことを契機として、司法修習に関して、司法修習生に対する導入的教育の充実を図るための修習課程が創設されるほか、課題を抱える法科大学院に対する文部科学省の施策を踏まえ、裁判官及び検察官等の派遣見直し方策が決定されるなどの成果があったものとも聞いております。

皆様におかれましては、引き続き様々な角度から有意義な御議論をいただき、国民の期待に応える司法制度を支えるため、多くの才能ある人材が法曹を目指すよう、より良い法曹養成制度の構築に向けて、更に御意見を賜りたく存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

(報道関係者退室)

○大塙室長 次に、推進室内におきまして本年7月に人事異動がございまして、新たな副室長として西山が着任いたしました。

○西山副室長 西山でございます。よろしくお願ひいたします。

○大塙室長 それでは、推進室から配布資料の確認をさせていただきます。

○西山副室長 本日お手元にお配りしております資料は、資料目録記載のとおりでございます。

資料1は、いわゆる工程表でございまして、以前にもこちらの会議に提出させていただいているものでございまして、内容を一部改訂させていただいております。

資料2は、本日ヒアリングを予定しております當眞弁護士の説明資料でございます。

資料3は、本年の司法試験の結果に関する資料。

資料4は、中央教育審議会の議論状況の報告に関する資料。

資料5は、法曹人口調査に関する資料。

資料6は、顧問会議の検討予定となっております。

御確認のほどをよろしくお願ひいたします。

また、前回と同じく、参考資料をまとめた青色のファイルを置いておりますので、適宜、御参照いただきますようお願ひいたします。

○大場室長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。

まず、法科大学院につきましては、前回、実際に法科大学院を修了して、弁護士として活躍されている方から、法科大学院教育の意義について、お話を伺ったところであります。そうしたところ、地方その他の法科大学院出身の方からの話を聞いてはどうであろうかという御提案を顧問から頂いたところであります。

そこで、今回は地方の法科大学院を修了して、弁護士として活躍されている方からもお話を伺おうと思っております。

それでは、當眞弁護士どうぞ。

それでは、御紹介いたします。當眞正姫弁護士です。

當眞弁護士は、司法修習の期は新61期、琉球大学法科大学院を修了され、現在はとうま法律事務所で弁護士として御活躍されているところであります。

一言御挨拶いただけますでしょうか。

○當眞弁護士 ただいま御紹介にありました、新61期の弁護士の當眞正姫と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大場室長 それでは、お話を伺います。

まず、當眞弁護士から20分程度のお話を頂きまして、その後、顧問の皆様からの御質問にお答えいただくという流れで進めていきたいと思います。

資料2、通し番号3ページから4ページが當眞弁護士からの御説明資料であります。

それでは、當眞弁護士、よろしくお願ひいたします。

○當眞弁護士 本日は、このような貴重な場で発言する機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行としては、レジュメに書かれた内容でお話しさせていただきたいと思っております。

まず、自己紹介をさせていただきます。

私は、沖縄県沖縄市で生まれ、沖縄県中部の小学校・中学校・高校を卒業いたしました。高校は世界一危険な飛行場と言われている普天間基地近くの沖縄県立普天間高校で、米軍の軍用機が多数飛んでいました。また、私が住んでいた場所は沖縄市の繁華街の近くでしたので、金曜日の夕方には日本人に会うよりもたくさんアメリカ人の軍人に会う方が多いときもありました。

私は現在41歳で、小学校6年生の長男と1歳の次男がいます。平成9年に、沖縄県にある

琉球大学を卒業しました。その後はしばらく旧司法試験の勉強をしていましたが、結婚して、平成15年に長男を出産し、長男が1歳のときに法科大学院に入学しました。琉球大学法科大学院の1期生となります。

当時、琉球大学法科大学院は未修者コースしかありませんでしたので、3年間、法科大学院で教育を受け、その後、司法試験を受験し、1回の試験で合格することができました。

司法修習を経て、平成20年に沖縄県沖縄市で弁護士登録をしました。沖縄市は弁護士の数は増えてきましたが、まだまだ弁護士が少ない地域であり、当時は女性の弁護士が1人しかいませんでした。

昨年、5年間勤めていた事務所を退所して独立し、沖縄市でとうま法律事務所を開所しています。

現在、私が扱っている事件ですが、いわゆるマチ弁をイメージしていただければと思っています。地方所在の一般的な法律事務所と同様であると思いますが、交通事故や賃金請求などの一般民事、離婚調停や遺産分割などの家事事件、被疑者・被告人国選、少年事件などの刑事事件、破産申し立てや管財事件などの倒産事件、労働事件などを扱っております。

地方では、中央に比べて特定の分野に集中することなく、多種多様な事件を扱うことができます。弁護士登録後、早い段階から破産管財人や民事再生など、裁判所から依頼される業務を担当する機会があり、刑事事件については中央に比べると多数の事件を受任することができると思います。

私は、事務所を開所してから半年後の昨年9月、次男を出産しました。出産後は主人に育児休業を取ってもらい、次男と主人と一緒に事務所に出勤していました。実は今日も次男の授乳のために主人と次男と一緒に東京に来ております。

私は、沖縄で家族と暮らし、家族に支えられながら地元沖縄の法科大学院で勉強し、新司法試験合格後も那覇で実務修習を受けることができ、地元での人脈も築けた上で、これまで弁護士が、特に女性弁護士が少なかった地元で弁護士として活躍することができます。

次に、私がなぜ法曹を目指したかということなのですが、弁護士に憧れていたということもあります。沖縄は地域的に男性優位の風習が残っている地域でした。独特の家族観があると思っています。女性の地位が低いと感じたことや、私が生まれ育った沖縄市では弁護士が少なく、学生時代は女性の弁護士も沖縄市にはいませんでしたので、女性や子供、外国人などの社会的弱者が十分な法的救済を受けられていない状況であったように感じました。

そのため、私は弁護士になって、女性・子供・外国人などの社会的弱者を助けたいと考え、弁護士を目指し、旧司法試験の勉強をしました。大学時代と大学卒業後も、旧司法試験の勉強はしていたのですが、合格することはできませんでした。

勉強中の平成13年に結婚し、平成15年に長男を出産しました。長男を出産したことから、周りの人々は、もう私が弁護士になるのは無理だろうと思っていたらしいのですが、私自身は弁護士になることが諦め切れず、法科大学院へ進学することにしました。

私が琉球大学法科大学院を選んだ理由についてお話しさせてください。

私は、琉球大学法科大学院を選んだというよりも、琉球大学法科大学院にしか行けない状況で、選択肢が他にありませんでした。前述したように、私には当時、1歳の子供がいましたので、子育てをするためにも家族と離れることができませんでした。もっとも、仮に、私に当時、子供がいなかったとしても、経済的な理由から、県外の法科大学院には行けませんでした。

旧司法試験の勉強をそのまま続けずに、なぜ法科大学院に入学したのかということなのですが、独学で合格率の低い旧司法試験を目指すよりも、地元で家族と暮らし、子育てもしながら、法曹になるためのしっかりと専門的教育を受け、かつ合格率も高い新司法試験を目指す方が弁護士になる夢を実現できる可能性が高いと考えたからです。

当時、沖縄で同じように旧司法試験の勉強をしていた仲間ですが、その一部は法科大学院に入学し、その残りの方々はそのまま旧司法試験を受験していました。しかし、県外の法科大学院に入学した人は同世代の受験生ではいなかったと思います。

次に、法科大学院の魅力についてお話しさせていただきます。

法科大学院は、法曹になりたい人が行く学校でありますので、試験勉強をするところでもあります。しかし、それよりも法科大学院での勉強は、自分がなりたい、目指すべき法曹、目指すべき弁護士になるために勉強するところであるところが法科大学院の魅力であると私は思っています。予備試験を受験して法曹になる場合は試験に合格する科目だけを勉強しますが、法科大学院では試験科目以外の授業もありますし、選択科目を選択する際に、将来、自分自身がどのような弁護士になりたいのかということを深く考えることもできます。

法科大学院の授業では、先生と生徒で双方向の授業を行うことによって、自分の頭で考えて発言し、基本から考えるという法的思考力が鍛えられました。また、体系的に理論を深めつつ、実務との架け橋を意識した教育を受け、法律的な思考力を身に付けることができたことから、当時持っていた知識が点から線になって、一気に全部つながったように感じました。目からうろこが落ちたという表現で分かっていただければと思っております。そして、旧司法試験の受験勉強では知識を詰め込むだけの勉強であったのだなど、とても反省いたしました。

新司法試験の勉強については、法科大学院での授業はもちろん、専任の教員が新司法試験のための自主ゼミでも指導してくださったので、小手先の受験技術に走ることなく、法曹としての必要な基礎的な知識と、これを応用する能力を身に付けることができました。試験勉強中は、基礎的な知識を身に付け、現場で応用することができれば合格できるという、今思えば本当に不思議なのですが、変な自信があり、安心して勉強することができました。

次に、法科大学院の魅力ですが、人的つながりがあることです。

私の同期には、医者、パイロット、税理士、銀行員、有名大学を卒業したばかりの人など、とても優秀で、多様なバックグラウンドを持つ学生がいましたので、とても刺激的でした。社会人経験者は事実の分析や当てはめが上手で、勉強にもなりました。今でもつながりのある方がいて、業務上分からぬことがありますれば教えてもらっている友人もいます。教員との人的つながりもとても有り難いです。卒業後、弁護士になって、扱っている事件についての意見を先生に聞くことができたときには、とても大きな助けになりました。このような人的つながりは本

本当に大きな財産です。

次に、琉球大学法科大学院の魅力についてお話しさせていただきます。

まず、少人数教育であることです。琉球大学法科大学院では、教員との距離が近く、授業の内外でとてもきめ細やかな指導を受けられました。例えばテストの返却を一斉に行うのではなく、先生の部屋に行って、個別に先生と対面しながら問題点の指摘を受け返却してもらえるなどです。先生はできる限り、生徒一人一人の個性に応じた教え方をしてくださったように思っております。

カリキュラムの魅力ということですが、琉球大学法科大学院は、インターナショナルコースとホームロイヤーコースがありました。

インターナショナルコースは、米軍基地法、国際法、国際私法、国際取引法、アメリカ法、アメリカ憲法、法律英語、日米関係という授業がありました。ハワイ大学のロースクールと学術交流協定に基づく海外研修に参加できる英米法研修プログラムというものもあり、ハワイに行くのですが、そこに参加した人はグローバルな刺激を受け、とても良かったと言っておりました。

その他、地域で活躍するホームロイヤーコースでは、労働法や倒産法のほかに、自治体法学、中小企業法務、ジェンダーと法、米軍基地法など、ローカルな展開・先端科目もありました。今年度からは沖縄と公法という、沖縄で実際に発生している憲法や行政法、環境法上の問題を中心とした訴訟などの研究検討を行う科目も実施されるらしく、弁護士になった私でも、今、参加したいと思っております。

さらに、実務科目ではクリニックの授業として、弁護士のいない離島の法律相談も実施されており、学生も沖縄特有の法律問題に触れ、司法過疎の解消や活動領域の拡大について問題意識を持つこともでき、地域貢献にもなっておりました。エクスターンシップでも離島の公設事務所や法テラス事務所で研修する例も多いです。

次に、実務で役立った授業についてですが、弁護士になった現在でも基本科目や選択科目の授業で作成したノートを、体系的な理解を思い出す際にたまに読んだりしていますし、文献や判例を探す際には法情報調査の授業で学んだことを思い出しながら探したりしていますので、全ての授業が今の私の基礎になっていて、実務で役に立っている授業であったとは思います。

しかし、あえて実務で役に立っている授業として挙げさせていただけるのであれば、ローヤリングや法曹倫理であったのではないかと思っています。それらの授業において、私は法曹としてのマインドやプロ意識を学びました。例えばローヤリングの模擬法律相談で私が弁護士役のときに、依頼者役の先生が「必ず勝てますか。100%勝てますか。」と聞いてきたのですが、そのとき、私は「はい。必ず、100%勝てます。」と答えて先生に注意されたのを覚えています。

弁護士という職業は、依頼者にとって人生の岐路に立つような問題に立ち会わなければならぬ職業で、自分自身でもたまに判断に迷うときや落ち込むときがあります。そのとき、授業の際に先生が話していた法曹としてのマインドやプロ意識としての話を思い出して、自分自身

を励ましたり鼓舞したりしています。

次に、琉球大学法科大学院ならではの支援についてお話しさせていただきます。

まずは、沖縄弁護士会の支援がとても大きいと思います。沖縄弁護士会では、弁護士会員から特別会費を徴収して、琉大ロースクール支援基金を作りました。そこからサマースクールや答案練習会の講師あるいはオーダーメイドゼミのチューターの謝礼金を捻出したりしています。

具体的に、現在、沖縄弁護士会が行っている学習支援は、在学生及び修了生が参加できるものがあるのですが、新司法試験受験科目7科目新作の答案練習会、サマースクール、学生がゼミの内容や弁護士の先生を指名してゼミを行うオーダーメイドゼミ、アカデミックアドバイザーの派遣、労働法演習ゼミ、選択科目のガイダンスなどです。

過去には、支援基金で一橋大学法科大学院の後藤昭先生を招へいして特別講義を行ってもらったり、自主学習用の図書を寄贈してもらったこともあります。

次に、琉球大学法科大学院の奨学金制度としては、返還不要な給付制として、現在は鎌倉フェローシップ奨学金、当山フェローシップ奨学金があります。私は鎌倉フェローシップ奨学金を受給することができました。

過去には、弁護士などの寄附金による奨学金として、法科大学院での学業成績上位3名まで、月5万円、年60万円、毎年支給するという奨学金がありました。これは優秀な学生を集めるための一つの方法として、弁護士を中心とした地元有力者からの寄附金を原資としてスタートしたということでした。

次に、琉球大学法科大学院修了後の支援なのですが、地元の銀行が、残念ながら司法試験に不合格であった修了生を11月から翌年の10月まで、リーガルアシスタントという名称の嘱託職員として採用し、法務部に相当するリスク管理部で仕事をしつつ、5月の試験までは受験勉強の時間を確保させるという支援があります。今まで1行の銀行が行っていたのですが、今年からはもう1行の銀行が同じような支援を開始する予定です。

このように、地元の企業が法科大学院を支援してくださるということは、地元の法曹を養成し、地元の発展に協力しようという考えであると思っていますので、とてもうれしく思っています。

さらに、合格者対象の司法修習前の研修として、沖縄弁護士会の弁護士が合格者を短期間アルバイトとして雇う形で、起案など実務家見習いをさせ、その後、充実した修習ができるよう配慮してもらいました。琉球大学法科大学院修了の合格者で2回試験不合格者はゼロということは、この修習前の修習制度・研修制度のおかげであるかもしれません。

このように、琉球大学法科大学院は地元に支えられ、地元と共生しているといえます。

次に、法科大学院で学んだことが実務でどのように役立っているかということですが、先ほど述べましたように、法律的思考力や地元に貢献する弱者を救済するというマインドやプロ意識という実務感覚を法科大学院で教えてもらいました。私のような弁護士が1人の事務所では、ボス弁や兄弁などに相談することもなく、何事も自分自身で決めなければなりません。判断に

迷った際には、法科大学院で学んだ法律的思考力やマインド、プロ意識が非常に役立っておりまます。

また、沖縄県には米軍基地が存在していることから、米兵などを対象とする刑事事件、家事事件などの問題が日々、多数発生しております。米軍基地内への送達など、特殊な問題についてはもちろんのこと、ふだんの仕事上での疑問点や質問など、実務家教員や研究者教員にいつでも会って相談できる利点があり、多様な人材がいる同窓生とのつながりもあります。

さらに、在学中から実務家教員のみならず、様々な弁護士の皆様と関わり、つながることができるので、学生の人間性や人柄を知ってもらえて、就職に有利ですし、地元で弁護士をするに当たっては一緒に仕事をさせてもらえる部分もあります。実際、法科大学院の実務家教員や非常勤講師をしている弁護士の事務所へ就職した方も多数います。

次に、地方の法科大学院についてお話しします。

まず、情報量についてですが、地方の法科大学院でありましたが、私自身、新司法試験に関する情報量についての不安は一切ありませんでした。実務家教員の先生が学会などで入手した情報を踏まえて、法務省が公表している新司法試験に関する情報を分析し、学生に教えていたのもその理由の一つかもしれません。

利便性についてですが、沖縄には試験会場がなかったので、受験をするためには沖縄県外に行かなければならず、移動費・ホテル代などがかかり、精神的にもとても疲れました。利便性は悪いと言わざるを得ませんが、沖縄で受験する人が少ないということはあるかもしれません、沖縄にも試験会場は設置していただきたいなと思っております。

最後に、地方の法科大学院の存在意義についてお話しします。

残念ながら、地方の法科大学院の募集停止が相次いでいますが、私は少しでも多くの地方法科大学院を存続させるべきであると思っております。

その理由ですが、まずお金持ちや若手など、大都市圏の法科大学院に通学できる人たちだけではなく、お金がない人や仕事や家庭などの事情から転居が困難な者など、あらゆる階層から法曹を生み出すことが必要であると思っております。私は地方在住者で、資力が十分でなく、家庭の事情により居住地を離れることが困難でしたが、地元に法科大学院が存在することにより、法科大学院に進学でき、法曹になることができました。沖縄に法科大学院がなければ弁護士になっていなかつたかもしれません。

弁護士になって思うのですが、仕事をしているといろいろな価値観を持った方々と話をしますが、沖縄で生まれ育った我であるからこそ、子供がいる我であるからこそ、相談者と同じ女性であるからこそ、金銭的にも裕福でない我であるからこそ、弁護士として相談している方々の立場に立って考えられるということがあると日々実感しております。他の弁護士も同じような法律的助言をするとしても、私は相談者にかける言葉や対応で、その地域の特性に合ったものや同じ立場であるからこそできることがあると思っています。

地域住民のためにも、各地のあらゆる階層、すなわち地方在住者、その中でも資力が十分でない者や、家庭や仕事などの事情から転居が困難な者からも法曹を生み出す必要があります。

地方在住者の職業選択の自由の実質的保障という観点からも、これらの者が法曹となる機会を実効的に保障してほしいです。実際、地元に法曹として地方で定着しているのは半分以上いるとも聞いております。

以上から、大都市圏だけではなく、地方の実情に応じた教育を行う地方の法科大学院を少しでも多く存続させるような配慮をお願いして、私の報告とさせていただきます。

以上、御清聴ありがとうございました。

○大場室長 どうもありがとうございました。

前回に引き続きまして、大変貴重なお話を伺ったと思います。

それでは、顧問の皆様から御質問であるとか、あるいは御意見でも結構ですから、お願いしたいと思いますが、納谷座長の進行でお願いできればと思います。

○納谷座長 當眞弁護士、御苦労様でした。1期生ですね。

○當眞弁護士 はい。

○納谷座長 すばらしいスピーチでした。私は法科大学院で教えた人間として、非常に感動しましたけれども、他の顧問の皆さんからもいろいろ御意見等をお伺いしたいと思っておりますので、しばらく御協力いただきます。

どなたからでも結構です。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 どうもありがとうございました。

2点、質問させてください。

まず、赤ちゃんが生まれて、でも、夢を諦めずに法科大学院へ通う決断をされて、すばらしいことだと思います。本当に夢を実現して、地元で御活躍いただいているということをうれしいと思います。そこで、決断のとき、旧試験を目指すのではなくて、法科大学院へ通うと決められた、こちらを選んだ理由をもう一度確認させてほしいということ。

もう1点、法科大学院で学んだプロ意識というものがその後の実務でとても役に立ったという言葉が何度か出たと思うのですが、そのプロ意識というのは、やはり法科大学院に通ったからこそ身に付いたということを実感されているのだと思うのですけれども、その辺りをもう少し補足いただけたらと思います。

○當眞弁護士 まず、なぜ旧司法試験を続けずに法科大学院に入学したかということなのですが、当時、法科大学院に入学しようと決断したときには、まだ1歳にもなっていない赤ちゃんがいました。それで、5ヶ月ぐらいのときに適性試験を受けたと思います。なので、その前から、そのまま旧司法試験の勉強を続けるか、法科大学院に入学するかということはとても迷ったのですが、まず旧司法試験の勉強をしていたままでは子供を保育園に預けること、特に認可保育園に預けることは難しいのではないか。

身分がきちんとしていない状態でしたので、子供を預けて勉強できるかどうかがはっきりしなかったこともありますし、旧司法試験よりも新司法試験の方が合格率が高いと言われてもいましたので、法科大学院で専門的な教育を受けながら、少しでも合格率の高い新司法試

験を受験することが、やはり私が弁護士になるためには可能性が高いといいますか、このまま子供を産んで、日々忙しく子育てをしながら過ごすよりも、法科大学院に行って、子供を保育園に預けて勉強する方が弁護士になる可能性は高いのではないかなと思って入学いたしました。

次に、弁護士としてのプロ意識をどのように学んだかということなのですが、例えば法曹倫理の授業で先生が体験談を話してくださいました。こういうとき、自分自身はとても迷ったのだということとか、どこまで話していいか迷うのですが、過去の扱った事件に対しての思いとか苦しみとかを話してくださいました。

このような大先輩が苦しんで迷って、今でもずっと引っ掛かってという思いを私たちに話してくださいっていたので、私が今、仕事をしていて悩んだり苦しんだときとかに思い出しては、あの先生がこうおっしゃっていたな、私もこういう思いをするのは弁護士であるから仕方がないことなのかもしれないなとか思ったりして、自分自身、励ましたりではないですけれども、判断に迷うときとかは基本から考えるということを先生に教えてもらったので、プロ意識やマインドを教えてもらったという気持ちでいます。

○山根顧問 ありがとうございます。

○納谷座長 阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 一つお聞きしたいのは、非常に地元の支援が手厚いということで、弁護士会のみならず、銀行が不合格者を雇うというのは、やはり地元で法曹として活躍してほしい、弁護士として地元に根付いてほしいという期待があるからなのでしょうか。また、学生側はそれを受け、やはり県内への定着が多いという理解でいいのでしょうか。

○當眞弁護士 沖縄弁護士会が琉球大学法科大学院を支援しているのは、弁護士になって、沖縄で弁護士として活躍してほしいからという理由であるというよりも、同じ沖縄にある琉球大学法科大学院であるから支援しているように私は思っています。

地元の企業も、給料を渡して勉強させるということをしているのですが、その制度で合格した弁護士は、その銀行に入社しているわけではないです。普通に沖縄で弁護士をしてしたり、県外に行った方もいるかもしれないですけれども、本当に純粋に地元に貢献するという、地元の法科大学院であるから支援するという気持ちでやっているように私は思っています。

○阿部顧問 最終的には、修了生の就職先は県外と県内でどのぐらいの比率ですか。

○當眞弁護士 実は、琉球大学法科大学院は県外からいらっしゃる方も私の1期生にはいました、夫婦でいらっしゃる方もいたのです。なので、この方たちは県外に帰るという場合もありましたが、半分以上はやはり沖縄県で就職はしています。それから、九州では7～8割は定着しているとは聞いております。

○阿部顧問 ありがとうございます。

○納谷座長 吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 大変分かりやすくて、率直なお話をありがとうございました。

非常に具体的なお話をされたので、余り質問もないのですけれども、ちょっとお話をなかつ

たことを2点ほどお尋ねしたいのです。

旧司法試験も5回ぐらい受けられていますね。

○當眞弁護士 はい。

○吉戒顧問 そこで、まず、旧司法試験と新司法試験とで受験勉強の仕方に何か違いがあったかどうかということをお尋ねしたいと思います。そして、法科大学院での勉強は新司法試験の受験にどういうふうに役に立ったのかということも教えてください。それが第1点です。

それから、2点目は、これは数字の話です。琉球大学法科大学院の司法試験の累積合格率は全法科大学院中で36番目です。そして、累積合格率が32.56%です。真ん中よりちょっと下ぐらいです。本来、法科大学院は7~8割の累積合格率を目指すということで運営されるべきであると思いますが、琉球大学法科大学院にとって、これを改善して合格率を上げるために努力されていると思います。そこで、當眞弁護士としてはどういうふうにしたらしいのかということを、もしお考えがあるのなら言っていただきたいと思います。

○當眞弁護士 まず、旧司法試験の受験勉強と新司法試験の受験勉強の違いですが、旧司法試験の勉強は知識を、暗記することを重点的にやっていましたが、例えば過去問もたくさんありますので、出てきた過去問を全部覚えるとか、確かに当時は理解するように努めていたのですけれども、今思えば、全てを暗記するような勉強をしていましたように思っています。

といいますのは、先ほど報告させていただきましたように、法科大学院の授業で、持っていた知識が、点であった知識が一気に線となって広がったように感じたことがあります。本当に目からうろこが落ちたように、法律というものはこういうものなのだと感じたときがあり、体系的に理解ができたというふうに感じたこともありますし、法科大学院の授業で基本を教えていただいて、応用する能力ということも教育していただいて、基本さえ押さえれば、あとはその場で応用すればいいのだということが分かって、試験勉強は基本を押さえる勉強をしよう。現場では応用する能力が、分からぬ問題が出たら、それは応用能力を聞いているのだというふうに問われていると思って、安心して試験を受けることができたのです。

ですので、法科大学院の授業はやはり基本をとても重点的に教えていただきますので、それから応用する能力と発展することができて、新司法試験の勉強、私は子供がいたので、直前でも夜8時までしか勉強できなかったのですが、それでも試験では大体思ったとおりの成績といいますか、結果も出てきましたし、うまくいきましたので、1人で勉強していたらこういうふうにはなっていなかつたのではないかなと思っています。

次に、琉球大学法科大学院の累積合格率をどうやって上げるかということなのですが、まず私がいる1期生の合格率はとても高くて、半分以上は合格していると思っています。ですので、それなりの入学希望者が集まれば合格率はやはり上がってくるのではないかなども思っております。

では、どうやって合格率を上げるかということなのですが、実は地元の、先ほどお話ししさせていただきました銀行が修了生を支援しているのですが、その支援した修了生の3分の2は合格できているみたいなのです。なので、金銭面の支援も必要ではないかなと思っています。

私も学生時代は鎌倉フェローシップ奨学金という給付制の奨学金を受けることができましたので、それを教材費に充てて勉強することができました。金錢的な支援も行えば合格率もまた上がるのではないかなども思っております。

○納谷座長 では、橋本顧問お願いします。

○橋本顧問 3点お伺いします。一つは、先ほどの御発言に関連しますが、法科大学院が地元にあったことを含めて、経済的な負担についてもう少しお話をいただけますか。

もう一つは、先ほど少し触れられていきましたけれども、地元に特有な法制度があるということですが、それについて、地元の法科大学院でしか学べないなどの何か特徴的なことがあれば教えていただければと思います。

3点目は、弁護士になられて、公益的な活動その他について、今どのようなことをやられているかなどについてお話をいただければと思います。

○當眞弁護士 まず、金錢面ということなのですが、私は主人の両親からお金を借りて、法科大学院の授業料、入学金を支払っていました。それで、給付の奨学金も頂いていたのですが、貸与の奨学金も借りていまして、それで日々の生活費に、学校で過ごすための生活費とかに充てていました。現在、司法修習生に給料が出ていないということはとても残念なことであるなと思っております。

金錢的コストについても、私は地元に法科大学院があったので主人の両親から借りて入学することができたのですが、もし県外の法科大学院に行くことになれば、これ以外にも更に移動費や光熱費、住居費等、生活費が毎月かかるということで、それでは私はやはり県外の法科大学院に行くことができなかつたなと思っています。沖縄に法科大学院があったので、この程度といつてもとても大変ですが、その負担で済んだなと思っております。

次に、沖縄独特の法制度ということなのですが、まず沖縄は変わっているといいますか、模合という民間金融の制度がありまして、この制度で実際、相談にもいらっしゃいますし、裁判とかを起こしたこともあります。沖縄では尊御前（トートーメー）問題といいまして、祭祀承継、仏壇をどうするかという問題が遺産相続の問題とはほぼ必ずと言っていいほどセットになって弁護士に相談します。ですので、やはり沖縄特有の問題というものを知っておく、肌で感じておくためには、沖縄で勉強して、沖縄で弁護士になる、地元で育った方が地元の弁護士になるというのはとても良いことであると思っています。

最後に、公益活動ということなのですが、私は女性や子供などの社会的弱者を助けたいという思いで弁護士になりましたので、両性の平等委員会や子供の権利委員会などに所属していました。昨年、子供を出産したので、公益活動、委員会活動はちょっと控えさせていただいて、今は法科大学院支援の委員会のみ所属しております。

○納谷座長 では、有田顧問どうぞ。

○有田顧問 私の方で感想的なものをお話させていただきたいと思います。

今日は本当にどうも御苦労様でした。當眞弁護士の話を聞いてみて、結婚されて、出産されて、この法科大学院に行かれて、自分の意志をきちんと実現され、更に弁護士としていろいろ

活躍しておられるというのを聞きまして、法科大学院の存在理由を含めて、本当に意義深く聞かせていただきました。どうもありがとうございました。

これは感想で良いのですけれども、今、法科大学院が、74校あったものが募集を中止するというのが既に20校ぐらい出ている。つまり、徐々に法科大学院が減っていっているという状況があるのです。それに対して、どういうふうに思っておられますか。

○當眞弁護士 地方の法科大学院が減っていることは、とても寂しいことだと思っています。あと、法曹という職業の魅力がきちんと他の方に伝わっていないのかなと、見えにくいのかなと、新規の参入者が少なくなっているのかなとは思っております。

私は去年、次男を出産して、次男と一緒に、主人に育児休業を取ってもらったので、3人で事務所に行って、2人は奥の部屋で待ってもらって、完全母乳と言ったらあれですけれども、授乳しながら、かつ仕事もできているのです。子育てもしながら仕事もしているというのは、とても私にとっては有り難いと思って、自分をとても高めてくれるといいますか、このような働き方ができて、子育てもできるというのは弁護士ならではと言えるのではないかなど。それで人助けもできますし、弁護士の良さをもっといろいろな方に広げていきたいなと思っています。

統廃合で、数が減っているということは、ある程度はやむを得ないかもしれません、地方にはそれでも法科大学院を残していただきたいなと思っています。

○有田顧問 どうもありがとうございました。

○納谷座長 それ以外に何か追加的に御質問したいことがあれば受けたいと思いますけれども。よろしいでしょうか。

私自身は法科大学院のことはよく分かっておりますので、これ以上質問はいたしませんけれども、私たちの大学も、他の大学も、1期生の人たちの心意気はすごくすばらしかったと思うのです。段々、10年経つと最初の思いとの間にどうもギャップがあるようを感じるのですが、そういうことが志願者にもちょっと影響を与えているかなと思っているのです。

感想でいいのですけれども、例えば予備試験の問題とかいろいろな問題があると思いますが、何か、どこか原因があるのか。ちょっと感じるものがあったら、お金の問題とか時間の問題とか、今、いろいろなことが言われているのですけれども、率直に、どんなことを感じているか、ちょっと教えていただければ参考にしたいなと思っています。

○當眞弁護士 確かに、法科大学院に入学して、司法試験に合格して、修習生になって、かつ弁護士になるためには、とても長い期間が掛かります。それで、金銭的にも多額のお金が掛かりますので、確かにそれも一つの問題といえば問題であるかもしれませんけれども、私は未修者にとってはやはり法科大学院で3年間勉強することは必要ではないかなと思っています。

既修者にとっても、2年間勉強するということは、今後の法曹になるためには全然無駄ではない、必要なことであるなと思っていますので、試験を受けた後、合格するまでの期間はできれば短い方がいいのですが、この期間を過ごすことに新規参入者はちゅうちょしているのかもしれません。給料がもらえない時間が長年続くということになりますからね。

ですので、この期間を少しでも短くするために予備試験に行かれる方も、ある意味やむを得ないかもしれませんけれども、予備試験に行かれると、このような法科大学院でのすばらしい授業を受けることもできませんし、人的なつながりも築くこともできませんし、とてももったいないことだなと思っています。

私は、今でも法科大学院に入学して弁護士になるということを勧めます。なので、難しい質問なので、ちょっと答えが出せないですけれども。

○納谷座長 ありがとうございます。

あなたの場合は、大学の学部は法文学部ですね。

○當眞弁護士 はい。

○納谷座長 学部で法律を学んでいたときの勉強と法科大学院で勉強してきたこととの間には相当違いがあって、後者の方がはるかに良いということは実感なされたと思うのですけれども、そこら辺はもう少し我々も強調しなければいけないなと思っています。どうでしょうか。

何か他になれば、彼女との関係でお約束した時間の範囲内のところに今あるのですが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 では、副大臣からよろしいでしょうか。

○葉梨法務副大臣 本当に大変興味深いお話をありがとうございました。私も大変勉強になりました。

今日、これから公務がございますので、ここで中座させていただきます。先生方、御議論をよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

○納谷座長 どうもありがとうございました。

○大塙室長 では、副大臣はこれで退席されます。

當眞弁護士、どうもありがとうございました。

(葉梨法務副大臣退室)

○大塙室長 それでは、ヒアリングが終わりましたけれども、この議題の残りの時間は各機関からの報告を踏まえまして意見交換をしていただきたいと思います。

まず初めに、文部科学省から中央教育審議会の議論の状況などについて報告がございます。

文部科学省義本官房審議官、高等教育局牛尾専門教育課長、よろしくお願ひします。

○義本審議官 文部科学省官房審議官の義本と申します。よろしくお願ひいたします。

中央教育審議会での法科大学院の改革についての審議状況をお話しうる前に、資料1を御覧いただきたいと存じます。これは昨年の7月に法曹養成制度関係閣僚会議でおまとめいただきました、今後の法曹養成制度改革の推進についてということでございます。

ここにおいて、法科大学院につきまして、いろいろな形での事項について宿題をいただいでおりますので、それを、ここにございますように、公的支援の見直しの問題や、あるいは法曹養成のための充実した教育ができるような支援の在り方、共通到達度確認試験の問題、あるいは

は未修者が基本科目を学ぶ仕組みについて、中央教育審議会で議論を進めてきているところでございます。

この議論につきましては、それぞれの固有の事柄については一定の整理をした上で個別に報告させていただいておりますけれども、今回は総合的かつ抜本的に改善方策をパッケージとしておまとめさせていただくということで議論を進めておりまして、資料4-1、通し番号49ページから始まりますが、資料4-2で、9月19日に今後の改善・充実方策についての提言案という形でおまとめいただきまして、審議をしているところでございます。今後、更に御意見を頂きまして、今月になるべく整理するような方向で、今、議論をしている状況でございます。

その中身につきまして、資料4-2を中心に御説明させていただきたいと思います。資料4-1はそのポイントでございますので、適宜御参照いただきたいと存じます。

「はじめに」の部分については、その経緯でございますので、省略させていただきたいと存じます。

最初は「I　これまでの改革の成果と現状」でございます。

先ほどの當眞弁護士からのお話もございましたように、プロセス養成ということで、枠組みにしておりますけれども、法曹をはじめとして民間企業とか公務部門等々で活躍している人が増えているという状況で、一方、合格状況や入学者選抜について深刻な課題を抱えていることについては御案内のとおりでございます。

さらに、もう一つ目の○にございますように、課題解決に向けた取組の結果、入学定員の削減、募集停止といった抜本的な組織見直しが進むなど一定の改善が見られる。一方、志願者の減少傾向など、プロセス養成としての制度についての危機的な状況についての現状をレビューしているところでございます。

通し番号53ページの上方の○にございますように、組織見直しについては、ピーク時の入学定員は5,825名でございましたが、平成27年度入学定員は3,175名で、およそ半分程度に縮減しているということでございます。

一方、学校数につきましても74校あったものが、20校の法科大学院が募集停止を公表する。最近、更に1校増えまして、今、21校で、1校については平成28年度からの募集停止を表明されたということでございまして、組織見直しについては進んでいる状況でございます。

適性試験の受験者数につきましては減少をたどっておりまして、直近の試験では4,000人近くまで減少するなど、法曹離れに歯止めがかかった状況にはないということについての記述があるところでございます。

「II　今後目指すべき法科大学院の姿」でございます。

枠組みの○の二つ目にございますように、高い教育力を持つ法科大学院が全国的に配置され、多彩な教育を展開することで対応していく。ここにございますような人材養成などを含めて、法律実務に関わる高度専門職業人が多数輩出されることが望まれる。

また、未修者が着実に学んでいく取組の充実や、学部教育の充実と併せて優秀な学生が短期

間で法曹になれるような道を確保していく、経済的な支援も含めての充実について触れているところでございます。

通し番号54ページをお開きいただきたいと思います。それを受け、今後取り組むべき改善・充実方策についてまとめているところでございます。

「1. 組織見直しの推進について」でございます。

通し番号55ページに具体的な内容を書かせていただいておりますけれども、一つ目のポツとしまして、先ほど申しましたとおり、各大学での組織見直しの結果、平成27年度4月の入学定員については3,175名程度となっており、基本的な方向性におきまして、入学定員については更に当面3,000人程度を目途に見直しをするということを示しておりますけれども、その目標についてはほぼ達成する見込みが立ってきたところでございます。

一方、次のポツで、プロセス養成としての法曹養成の安定化を図るために、我が国の将来的な法曹需要に基づいて法科大学院全体の定員を見直していく。具体的には、現在政府で調査を進めております今後の法曹人口の結果を踏まえまして、例えば累積合格率7~8割を目指すことをベースにした、望ましい定員規模についてお示しすることが必要であるということについて触れているところでございます。

一方、それまでの期間につきましては、次のポツでございますけれども、入学定員と実入学者数のかい離が解消できていない状況を踏まえながら「公的支援の見直し」、これは後ほど御説明させていただきたいと思いますが、その仕組みを通じまして、自主的・自律的な組織見直しを引き続き促進し、3,000名から更に削減する方向で当面取り組むべきであるということについて触れているところでございます。

定員の適正化等を踏まえまして、次のポツでございますけれども、課題解決に向けた組織見直しを強力に推進するとともに、地方在住者や、あるいは社会人の法科大学院に対するアクセスを確保する観点から、経済的支援やICTの活用の方策についても検討すべきであるということについて御指摘いただいているところでございます。

改善策の2点目は「教育の質の向上について」でございます。

四つの観点からお話しをいただきたいと思います。通し番号56ページをお開きいただきたいと思います。

一つ目は、優れた資質を有する志願者の確保という点でございます。志願者の確保については、もとより法科大学院における授業の充実や改善を図り、あるいはきめ細かい教育指導を行っていくことが必要でございますが、特に優れた資質を有すると認められる者につきましては、学部生については法学部3年修了後、法学未修者コースだけでなく、2年の法学既修者コースに飛び入学させて、法曹として必要な学識を身に付けていく。その際、学部教育と法科大学院教育を連関させて、例えば一貫したコースを作るような形での対応をすることによって時間的な負担の軽減を図っていくことについて御提言いただいているところでございます。

次の資料4-2、資料番号57ページでございますけれども、時間的な短縮とともに、経済的支援につきましては、文部科学省全体における無利子奨学金の充実において、特に所得に連

動して返還額について自由に、柔軟に対応できる「所得連動返還型奨学金制度」の導入を、マイナンバー制度の導入に合わせてスタートする方向で検討いただいておりますけれども、そういう取組をしていくとともに、関係機関との連携によりまして、法曹養成に特化した経済的支援の充実方策についても検討すべきという御提言をいただいているところでございます。

併せて、社会人、地方在住者に対しまして、ＩＣＴを活用した教育連携・教材の開発についても検討を進めるべきであるということについて触れているところでございます。

そのほか、就職支援の充実や、あるいは法科大学院の活動を魅力ある形で伝えていく、広報活動についての努力が必要であるということに触れているところでございます。

「（2）法曹として不可欠な基礎・基本の修得の徹底について」でございます。特に未修者につきましては、法律基本科目を確実に修得させるために工夫をすべきであるという提言をいただいたところでございますので、配当年次の拡大や、単位数のさらなる増加についての法令の運用の見直しを行うべきであるということについて触れているところでございます。

この点については通知を出させていただいておりまして、資料4－5、通し番号75ページからでございますけれども、8月11日付で局長通知として各大学に出させていただいておりまして、具体的には次の通し番号76ページで、現状におきましても、1年生について6単位程度、基本科目について増加させることができますが、それを1年次及び2年次にも拡大しまして、44単位まで拡大すること。

それから、実務経験を有する者についての展開・先端科目の取り扱いということで、経験がある場合についてはおおむね2～4単位を目途にして基本科目に代替することができるという通知を出させていただいているところでございます。

元のページに戻っていただきまして、資料4－2、通し番号57ページでございます。

併せまして、共通到達度確認試験の導入につきまして、しっかりと取組をするということについての御指摘をいただいているところでございます。これにつきましては予算要求もさせていただきまして、今年度から試行的に実施すべく、今、関係大学と調整を図らせていただいているところでございます。

次の通し番号58ページでございます。併せて、二つ目のポツで、司法試験問題等を活用した指導を行うことについて、法科大学院においては従来、抑制的にやっているのではないかという御指摘をいただきましたので、その点を明確にするという観点から7月に通知を出させていただきまして、これも資料4－4でございますが、通し番号69ページから始まりますけれども、通知を出させていただきました。

特にポイントは、通し番号72ページでございますが、ここに書かせていただいておりますけれども、○の二つ目でございます。試験の過去問を使用して法的知識の習得や法的思考力等の育成を図ることは何ら禁止されるものではないということをうたった上で、具体的な取り扱いとしまして、機械的な暗記、あるいは解答の作成方法に技術的な教育に、過度に偏したことではないという条件の下に、過去問についての指導をやっていただきたいということで通知を出させていただいているところでございます。

戻っていただきまして、通し番号58ページでございます。中身の改善の（3）で「プロセス教育を生かした教育内容の充実について」ということで、エクスターンシップ、リーガルクリニック等の積極的な活用を含めまして、法律実務に関する基礎教育の充実の問題。

あるいは特色ある教育を開拓する観点から、留学の促進・受け入れなど国際化への対応、法科大学院の教育資源を生かして、法曹有資格者を対象にした継続教育の充実についても触れているところでございます。

併せて「（4）プロセス教育の質の確保について」という点から、特に認証評価については一層厳格な対応をしていくということで、例えば入学状況や合格状況も含めた客観的な指標を勘案して、その課題があるところについては厳格な評価をしていくということについても触れていただいているところでございます。

通し番号59ページになりますけれども「IV 法科大学院教育と司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方」、なかんずく、予備試験の問題について特に取り上げていただいているところでございます。

枠囲みの二つ目になりますように、予備試験については、運用実態が制度創設時に想定されないものとなり、学部生あるいは法科大学院生の受験が増加している、早期合格のためのバイパス的な利用ということで、法曹養成に対する重大な影響が出ているということについての御指摘をいただいて、制度改革を含めた抜本的な見直しを速やかに進めることを強く期待することについて触れていただいているところでございます。

具体的中身は、通し番号60ページでございますけれども、ポイントは三つございます。

「①プロセスとしての法曹養成における予備試験の位置付けについて」でございます。予備試験は、元々プロセス養成を前提にして、経済的事情や実務経験を有するなどの理由で法科大学院を経由しない者に限定して法曹資格を取得するための途として構想されておりましたけれども、予備試験の本来の趣旨、あるいは正規の教育課程としての位置付けを法科大学院がされていることを踏まえまして、予備試験の受験対象者の範囲について制度的な対応を速やかに検討していくことが望ましいという形で触れているところでございます。

②は、予備試験の内容の点でございます。今日の當眞弁護士からの御指摘もございましたが、予備試験につきましては、基本科目を中心とした科目に関する1回だけの試験による判定である一方、法科大学院につきましては、基本科目に加えまして法律実務基礎科目や隣接科目、先端科目等がございますので、両者が「同等」であるとされている、その同等性について、その試験の科目の在り方について速やかに検討すべきではないかという御指摘を頂いているところでございます。

③については、その全体をまとめた形でございますけれども、法科大学院教育に与える影響として、予備試験の受験者・合格者の中には、学部在学生や法科大学院生といったプロセス養成を経ることを期待される層が大きく占めていることに鑑みて、予備試験の受験資格についても含めて、その在り方について速やかな検討が望ましいということに触れているところでございます。

最後には「（2）司法試験及び司法修習との関係」で、法科大学院の成果が一層活用されるような、その中身についての改善を図っていただきたいということに触れているところでございます。

続きまして、資料4－3、通し番号63ページでございますけれども、先ほど申しました公的支援の見直しについての中身について御説明したいと思います。

通し番号67ページを開いていただきたいと思います。ここでは公的支援の見直しの強化策ということで、ここにございますような司法試験の合格率、入学定員、あるいは社会人の受け入れ、夜間開講等の指標を活用しまして、具体的には通し番号66ページにございますような指標の数値化をした上で点数化を図り、その結果をまとめたものが資料4－3、通し番号63ページにございますように、第1類型から第2類型、第3類型という形で機械的に分類されたものでございます。

この資料の通し番号68ページでございますけれども、それに基づきまして基礎額として、第1類型、第2類型、第3類型という形で支援の金額を決めまして、そこに合わせまして、大学から申請いただいた加算のプログラムということで、例えば飛び入学等を活用した優秀者養成コースの設定や、ICTを活用した質の高い授業の配信ということも含めて、各大学から今日付けの締切りでいただきまして、それを整理しまして、年内中にそのプログラムを決定して、配分を決めるという流れになっているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○大塙室長 ありがとうございました。

意見交換は後にしたいと思いますが、取りあえず、今の時点で文部科学省の説明に対する御質問がありましたら伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉戒顧問、お願ひします。

○吉戒顧問 いろいろ御説明があったのですけれども、その中で飛び入学の活用というお話がありました。これは、現在、飛び入学・飛び級が非常にレアケースといいますか、限られた人しかその対象になっていないと思いますけれども、活用と言われるからには、どの程度の定員を想定してあるのかというのをお聞きしたいのが、まず第1点です。

もう1点、これはお話にはなかったのですけれども、法学部4年を経た既修コースの人の場合、法科大学院は2年になりますが、この4年プラス2年が長いのではないかという指摘があります。これを短くして3年プラス2年という案も一部では出されているのですが、これについては、中教審では検討されなかったということでしょうか。

この2点をお願いします。

○義本審議官 吉戒顧問が御指摘のとおり、今のは例外としての飛び入学でございますので、年間数名程度ということでございます。今回御提案させていただきましたのは、学部と法科大学院のカリキュラムをより連携させる中において、例えば3年プラス2年のコースとして設定しまして、その中で学んでいく。そのためのカリキュラムの体系化や、あるいはその実施のための方策ということでございますので、考えていますのは、例えば学部あるいは法科大学院の

募集要項の中にそういうコースを設けるということも含めて御検討いただくような形で、今、各大学の方からも幾つか御相談がありますので、やりとりさせていただいているところでございます。

それから、2点目でございます。3プラス2に更に短縮できないかという御議論は、例えば与党の中でも御議論がございますし、また今後の議論においても出てくると思っております。ただ、この問題につきましては国際的通用性をどういうふうに確保していくかや、あるいは実際上、カリキュラムが組めるかどうかという問題、教員の体制の問題、いろいろな課題がございますので、そういうこともにらみながら今後の検討が大事ではないかなと思っているところでございます。

○大塙室長 ありがとうございました。

阿部顧問、お願ひします。

○阿部顧問 資料4－2、通し番号55ページの下の方に「ICTの活用等の方策」と書いてあるのですけれども、これは通信教育のようなことを法科大学院で考えるということなのでしょうか。

○牛尾専門教育課長 ICTの活用については、今は通学制であってもできるようになっておりまして、つまり、授業のカリキュラムの一部分だけを活用するやり方もございます。

それから、おっしゃっているように、通信制の場合であっても、通常であれば文書のやりとりをする部分を全部、ICTを使ってやることもできるようになっておりまして、大学の一般的な制度としてはそういうことができるようになっておりますが、ただ、この法科大学院の特色であります双方向のやりとりを、そういうICTを活用した形で、どの程度、どういう形ができるかという部分については、更に具体的な検証なども少し必要だと思っておりますので、そういったことについて検討すべしという御意見を頂いているということでございます。

○大塙室長 有田顧問、お願ひします。

○有田顧問 今、ICTを使った関係ですけれども、今日も當眞弁護士の方からの話もありました。私も最後に質問させてもらった部分があるのですが、地方の大学が相当無くなっていく現状があるわけです。そういう場合に、それに代替するものとして、こういった言わばお茶の間「〇〇〇」とかというものが出てくることはやはり重要なことだろうと思います。

また、あるときには集中的に実際の講義をするとか、そういうことも取りませながらやっていくことも重要だらうと私は思うのです。そういった法科大学院の受け皿を幅広く置いておくことが、今後問題になるであろう予備試験のあり方の検討にも影響していくのかなとも思います。

更に言いますと、未修者の関係が非常に今、減ってきて、合格者も少ない。これが問題であると言われているわけですけれども、こういったICTの関係のカリキュラム、あるいは制度を利用することによって、退職せずに、かつ居住をそのままにして、勉強できるようになると思います。是非、このICTの関係の開発と検討はやっていただきたいと思っております。

○大塙室長 御意見ということで伺っておきます。

時間の関係もありますので、取りあえず次に進めさせていただいていいでしょうか。司法試験の関係の報告をさせていただきます。

○西山副室長 9月9日に発表されました、平成26年司法試験の結果について御報告いたします。資料は3-1から3-8までとなっております。大部でございますし、時間の関係もございますので、ごくかいつまんで御説明を申し上げます。

まず資料3-1、通し番号5ページでございます。

「1 概況」にございますとおりで、合格者数は1,810人となっております。昨年と比較しますと、239人の減少ということでございます。

この内訳になりますけれども、この資料に記載がございます四つ目の○で「予備試験合格の資格に基づく受験者」ということで、合格者数が163人となっております。昨年より43人の増加となっております。

この資料に記載はございませんが、全体から予備試験合格の資格に基づく163人を引いたものが法科大学院修了資格による合格者でございます。その数が1,647人、昨年に比べまして282人の減でございます。

今、申し上げた数字、合格率という面で見ますと、まず全体は、ここに記載がございます、合格率22.58%、昨年から4.19ポイントの減でございます。

続きまして、予備試験合格の資格に基づく受験者の合格率で、ここに記載がございますとおり、66.80%、昨年よりマイナス5.06ポイントでございます。

続いて、記載はございませんが、法科大学院修了資格の合格者の合格率ですが、21.19%、昨年に比べて4.58ポイントの減でございます。

続きまして、通し番号7ページを開いていただきますと、(2)に記載がございますように、素点の25%点以上の成績を得た者のうち、短答式試験の得点と論文式試験の得点による総合評価の総合点770点以上の1,810人を合格者としたという記載で、合格点は10点下がっているところでございます。

今年の総合点の平均は(5)で記載がございます、751.16点となっております。昨年が760.20点で、平均点が9.04点下がっております。

次に、ちょっと飛ばさせていただきまして、資料3-2、通し番号29ページ以下でございます。資料3-2以下の御説明を申し上げます。

資料3-2は、司法試験の短答・論文・総合の成績等の推移等々をまとめたものでございます。

枠でいきますと三つ目の枠でございますが、直近修了者の点を御指摘させていただきますと、平成26年の最終合格者が895人となっておりまして、合格率が33.04%となっております。

次に、資料3-3でございます。通し番号31ページで、平成24年から平成26年までの司法試験についての成績分布を示してございます。

通し番号31ページが平成26年のグラフで、一番上の青色の折れ線が受験者全体の成績分

布。2番目が緑色で、上位校の成績分布でございます。後で見ていただければと思いますが、資料3-1、通し番号23ページにあります平均合格率以上の15校をまとめた成績分布でございます。3番目がオレンジの線で予備試験合格者数の受験者の得点分布でございます。

資料3-3、通し番号32ページを見ていただきますと、人員につきまして、成績分布について数字で示しておりますが、太枠で囲った部分が合格点のところでございます。上から「850」とあるのが予備試験の合格者のピークで、上位15校のピークは「760」とあるところでございます。全体のピークは710点となっております。

最後でございますが、資料3-8、通し番号47ページをお開きいただけますでしょうか。横向きの表で、予備試験受験者の職種別人員について、法科大学院生、大学生の受験者とそれ以外に分類して、結果についてまとめたものでございます。

一番右側が法科大学院と大学生ということで、御覧のとおり、受験者数が年々増加しておるという傾向がございます。平成26年では合計4,684人が予備試験を受験しているという状況になっております。

他方、この表の左側の方が法科大学院生・大学生以外の予備試験受験者数を示しておりますが、平成26年は5,663人ということで、御覧のとおり、平成23年から毎年5,000人以上が受験していることも分かるところでございます。

簡単でございますが、御説明は以上とさせていただきます。

○大塙室長 ありがとうございます。

今の点について、御質問に限りますが、ありましたら今の時点で伺っておきますが、その後は、先ほどの文部科学省からの説明の関係も踏まえて、意見交換ということにしたいと思います。

御質問はよろしいですか。

それでは、意見交換ということにしたいと思いますので、納谷座長の進行でお願いできますでしょうか。

○納谷座長 この後、法曹人口の問題が議題として予定されていますので、限られた時間ですけれども、これから、皆さんとの意見交換をしたいと思います。

文部科学省の方からの審議状況と、司法試験の結果について報告されていますけれども、どなたからでも結構ですので、御質問いただきたいと。このように思います。

では、吉戒顧問からお願ひします。

○吉戒顧問 司法試験の関係ですが、私の感想を申し上げたいと思います。今、西山副室長の方から丁寧に御説明がありましたので、再確認みたいなものになりますが、今年の司法試験の結果を見ますと、合格点は、昨年は780点であったものが、今年は770点です。平均点は、昨年は760.20点であったものが、今年は751.16点です。最終合格者は、昨年は2,049人でしたが、今年は1,810人です。つまり、合格点は下がったけれども、合格者数も減少しています。このような数字を見ると、総じて、合格者のレベルが低下しているように思います。もし、今年の最終合格者の数を昨年の最終合格者の数に合わせるために合格点を下

げるようなことをすれば、更にレベルは低下したであろうと思います。ですから、今年の最終合格者の数は、レベルを維持するためのぎりぎりのところでの最終合格者の数であると思います。

それから、合格率ですけれども、これは全体の合格率が22.58%でしたが、これは昨年は26.77%でした。この22.58%の中で法科大学院修了者の合格率を見ますと、21.19%です。これは昨年が25.76%ですから、また下がっています。予備試験組の合格率は66.80%となって、昨年が71.86%です。いずれも低下しているのです。特に、法科大学院修了者のレベルが低いように思います。こういう数字を見ますと、厳正な成績評価が行われているのかどうか、ちょっと疑問が生じます。私はそういう感想を持ちました。

○納谷座長 レベルが低いのではないかという評価については、法科大学院教育との関係でどう考えるかということだと思います。

今日の審議の進め方として、それぞれの事項につき顧問同士の意見の交換まで行くのか。それとも、これまで通り推進室作成の資料に基づいて、推進室に意見を言うだけの話なのか。この審議の仕方もいろいろあるとは思います。私は顧問間で意見を述べあって、それを推進室に聞いていただくこともあるってもいいのかなと思っております。いかがでしょうか。多少、今までとは違いますけれどもね。

例えば、レベルが低いとか低くないというときの「質のレベル」をどういう具合に評価するかということですが、個人差があると思うのです。法科大学院の教育内容は、先ほどの當眞弁護士のお話にもありましたけれども、やはり司法試験とはちょっと違うもの、中身も教えなければなりませんし、そこの評価がきちんとしているかどうかということが大切であると思うのです。そことの関係で、質が落ちているかどうかということも考えるべきであって、試験の結果だけで言うのもどうかと、私は思います。

もう一つ言わせてもらいますと、先ほど説明が飛んでいましたけれども、通し番号8ページのところで、公法系科目で525名も足切りしている。この数値をみると、試験問題として適切であったかどうかということも考えなければならない。

もう一つは、これも私見ですけれども、資料3-1、通し番号27ページにありますが、予備試験の合格者のほとんどが本番の短答式試験にも受かっていました、かつ、その多くが最終合格者になっている。このことが、予備試験の在り方そのものが問題になっていることの証左ではないか。そことの関係を考えないと、単なる質が落ちている、落ちていない、数字が小さくなっているというだけでは議論できないのではないかと私は思っております。

いずれにしても、今日はそういう各論まで行けるかどうかは分かりませんけれども、こういうことを踏まえながら、皆さん議論していただければと思っております。

では、橋本顧問どうぞ。

○橋本顧問 議論と質問と両方になりますが、今回の司法試験の結果を見て思ったことが二つあります。

一つは、先ほど来指摘されている公法系の最低ラインのことで、525人の方がこれによ

って不合格となっています。これについて試験問題の在り方等の事情がないのかどうかという点は確かめたいところだと思いました。ただ、これは試験の内容に関係しますので、単純に答えが出るものでもないし、また公表しがたいところもあるかと思いましたので先ほど質問しづらかったのですが、もし推進室において何かお考えがあればお伺いしたいというのが一つです。

もう一つは、本日の資料3-3のグラフを見ますと、昨年等と比べ、グラフの山が全体として左側に下がっている状態を見てとれる気がしました。これをどう考え、捉えたらいいのか。出題の難しさなどからくる今年だけの事象という捉え方で説明ができるのか、そうではなくて、例えば志願者の層その他の要素が関係しているのか、それともそれ以外かは、これから法曹養成を考える際に重要な点であると思います。一年の結果だけで判断するのは難しい面があるとは思いますが、何かこの点に関して、これだけは言える等の意見なり見解なりがあれば推進室の方からお聞かせいただきたいと思います。

○納谷座長 推進室の方で何か、今のことについてお答えはありますか。

○西山副室長 結論から申しますと、一概に説明するのは困難かなと。顧問がおっしゃられたとおりでございまして、お分かりのとおり、問題を作る段階で難しいのか、簡単なのかという問題もございますし、受験された方々の能力なりがどうなのかという問題もありますし、あるいは採点のときにどうであったのかという、やはりいろいろな要素があると思うので、一概にどの点を捉えてというのはなかなか難しいのかなというふうに、個人的には思います。

ただ、一方で司法試験の考查委員も毎年、きちんとそこの辺りは分析しながら次の出題に反映させてといいますか、更により良い問題をというふうに取り組んでおられるのは承知しておりますので、その辺りで、まだ結果が出てから1ヶ月も経っていませんし、採点の実感もまだ公表されていないような段階ですので、この段階で分析がどの程度なされているかというのもなかなか、まだなのかなとは思います。

それと、仮に分析が何かしらされたとして、幾つかの要因に分析されたとして、これをこのような場も含めて公表できるかどうかというのもまた別の問題がございまして、例えば出題傾向を推知させるような機微にわたる部分がありますと、なかなかそこを御説明するのもまた難しいのかなという点もお含みおきいただければと思います。

○納谷座長 今の橋本顧問の話を聞いて、何か関連して御発言があるようでしたら受けますけれども。なければ別の、新しい方へ移りたいと思います。

では、阿部顧問どうぞ。

○阿部顧問 1点質問がございます。資料3-6、通し番号41ページのデータの、予備試験の受験者数に法科大学院在学者数が占める割合、司法試験データの中で予備試験合格資格でありながら法科大学院在学中の者の割合、それから一番下の法科大学院中退者数に関してです。要は、司法試験に合格したことにより法科大学院を中退した者の数がそれなりの数で増えている。まだ平成26年度のデータは出てこないので、これは出てきたら見たいのですけれども、大学別とか法科大学院別の資料は出ますでしょうか。例えば、具体的には東大の法科大学院では中退者が多く出ているというお話を聞いたことはあるのですが、このこととも関連して、法

科大学院を中退した者の法科大学院別のデータは出せるものなのでしょうか。

○大塙室長 文部科学省の方では何かそういう関係の資料はあるのでしょうか。かつて、去年、中退者の関係を調べていただいたような記憶なのですが、それは大学別で出るかどうかというレベルの話です。

○牛尾専門教育課長 当然、個々の大学に聞いておりますので、基礎データはあると思いますが、どういう形で、そもそも聞くときに出す前提で聞いているかどうかなど、その辺を確認させていただいて、また対応させていただきます。

○納谷座長 取りあえず、これについて、文部科学省の方でちょっと関係大学と御連絡を取つていただいて、次回までに御検討いただき、阿部顧問が求めていることですから、よろしくお願ひしたいと思います。

他にありませんでしょうか。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 すみません、御説明いただきましたけれども、この数字の読み方、グラフの見方等々、特に素人の私などにはなかなか難しいわけなのですが、法科大学院の教育の質の向上ということでは、やはり全体として課題はあると思えるわけで、文部科学省の方で進められている様々な改善策、これは着実に進めていただきたいと思っています。

やはりセットで予備試験の問題というものはきちんと議論を進めるべきであると思っていまして、先ほどの中教審議会法科大学院特別委員会の提言案の中にも、速やかにという言葉も度々出てきて、きちんと予備試験の在り方を検討せよということが書かれておりまして、これはこの後、提言案の「案」が取れて、まとまって、また上のところで固まっていくことになるのしようが、注視していきたいと思いますし、この顧問会議でも、ここも1年以上も経っておりまして、この後に向けていろいろ議論を進めていく必要があると思っています。

○納谷座長 私もちょっと考えているところがあります。資料4-2の提言案はいずれ具体化していくと思うのですけれども、時間との関係がありますので、相当急いでいただかなければならない。もう一つは、先ほど文部科学省の方から説明がありました資料1と、この項目との関係で、もう少し具体的に載せられる部分、要するに、法科大学院に関するもので、どの施策をいつまでにどのように具体化するか、どの施策が困難なのかということを政策的に決めておかなければならぬと思います。ここで検討して意見を述べた方がいいような部分をもう少しリンクさせて、具体的に次回にでも議題として上げていただけるようにした方がよろしいのかなと思います。

はっきり申しますと、この資料1の法曹養成制度の在り方の中で、法科大学院について項目が幾つか挙がっていますけれども、ここに書かれている課題と、今、検討している中央教育審議会で検討されている課題とをリンクさせて、この顧問会議に、これはこれでいいか、いつまでにどのようにやるのかという具体的な形で提案していただけますともう少し見えるかなと思うのですが。文部科学省の方でそういう作業はできるのでしょうか。次回以降の顧問会議、11月か、12月になるかはちょっとあれですけれども、早目に検討していただける余地があ

るのかどうか。

いかがでしょうか。

○義本審議官 この提言を受けまして、この提言案にも書いておりますけれども、国としてできるだけ施策について明らかにし、それを実行に移せという宿題を頂くことになろうかと思いますので、私どもとしてはなるべく、文部科学省として何に取り組んでいくかについて、トータルのパッケージをまとめまして考えたいという方向で、今、検討しているところでございます。ですから、次回の会合においては、その時点においての資料を何らかの形で出させていただくことができるかと存じます。

○納谷座長 法務省とか文部科学省とか、それぞれの立場から法曹養成の在り方が議論されなければいけない。しかし他方で、推進会議があつて推進室があつて、我々はそれに関連した顧問会議の顧問なので、中央教育審議会の役割もあるとは思いますけれども、ここへ持ってきていただく項目を少し選び抜いて出していただければ、社会に見える形の提言ができるのではないかなと思っておりますので、一応御検討いただければと私は思っております。

推進室の方としても、次回以降、文部科学省所管関係事項についてもう少し議題に持ち上げていくような形で整理していただきたいと私は思っておりますので、よろしくお願ひします。要するに、法科大学院の在り方が今日あちこちで批判を受けていることは事実ですので、それに耐えられるようにしてあげることが、先ほどの當眞弁護士の話ではありませんけれども、法科大学院を残していく大きなきっかけになるので、我々としては是非提言していただければ有り難いなと思っております。

それ以外に、何か御質問はありませんでしょうか。

なければ、ここで私個人として法科大学院、司法試験のことについて、これは次回以降、具体的に御検討いただきたいと思いますけれども、予備試験制度の受験資格制限について一顧問として、提案させていただきたいと思います。

このことがいいかどうかはいろいろありますけれども、マスコミの今年の司法試験結果の報道を見ますと、このままではちょっとまずいかなとも思ったので、私なりに考えたところを申し上げます。いずれにしても、次回までの間に御意見をいただいて、更に詰めていきたいなと思っています。

予備試験制度については、近時、早期合格するためのバイパス、司法試験の模擬試験として利用されている実態が顕在化しております。このような状況で、とうとう平成26年度におきまして、初めて予備試験志願者数が法科大学院志願者数を超えたという報道もなされて、ますます追い詰められている状況です。現況は、予備試験を経ての司法試験合格というルートは、プロセスとしての法曹養成を否定し、予備試験という「点」と司法試験という「点」による法曹資格選択に陥る。こういう危惧を増大させていると思います。これを解決する必要が私は緊急にあるのではないかと考えております。その対応としては、制度的な対応、法的整備を伴うものと緊急の対応、運用上の対応に大別されていると思いますけれども、今日は制度的対応策に関する施策のうち、予備試験制度に係る受験資格制限を提案しておきたいと、このよう

に思います。

私自身は、予備試験制度自体は当初からない方がいいという考えでいたのですが、しかし、今の状況で言いますと、予備試験を残すということを基本的に考えて、しかし、今の予備試験の実態が法曹養成の視点から言いますと、法科大学院にかなりの影響を与えていて、何らかの形で制限をした方がいいのではないかと私は考えております。

この問題は、予備試験制度を受験資格で制限することの要否という問題がまず一つはあると思います。それから、予備試験の受験資格制限の必要があるとした場合に、どの方法が良いのか。かつてA案、B案、C案、D案というところまで出てきていますけれども、その四つだけなのか。その四つを組み合わせるのか。さらに、吉戒顧問が言っているような、早期に司法試験を受験できるような案もあるのではないかとか、いろいろな提案が出てくると思いますので、問題提起のために資格制限についての提案はさせていただきます。これは、かつて制度を導入するときの議論の中でも、審議会意見書を作るときも、それから国会審議においても、年齢による制限案というものは余り議論されてこなかったものですから、今、ここに至って考える必要があるのではないかなど、このように思っております。

現在のマスコミの報道や論調を見ますと、司法試験の合格者数や合格率を中心に据えて展開され、法曹養成の在り方という観点からの議論が離散しつつあると、私はそのように見ております。換言しますと、司法試験制度との関係から、そこを中心に、他の関連課題に波及していくという展開になっていると思われます。確かに、司法試験の前と後に用意されている諸制度の運用実態が、審議会意見書の描いたデザインと同様なものにはなっていないところもあります。法科大学院そのものについても、いわば外科手術的な見直し、そういうことも求められているのも実態であると思います。そういう中で、我々、法曹養成を育ててきた者としては、やはり退歩・縮小の政策提言ではなくて、法科大学院を守るためにの提言をしていくことが、いわゆるブリッジ法3条で言うところの趣旨に沿うのではないかと、このように考えております。

そんなことで、もう御存じだと思いますけれども、今までの法科大学院教育というものは、現行の教育体系の中で、学部の上に置く大学院という位置付けがあります。ですから、更に学位として法務博士も授与する形で別個いろいろ考えていかなければならぬところがあります。したがいまして、標準年齢として学部4年プラス2～3年ということになっておりますから、年齢として、25歳で司法試験の合格資格を得ることが一応モデル的に、標準的に見ますと、ベースに考えているのではないかなど。そことのバランス、法科大学院との年齢的バランスを考慮すると、私としては25歳を一つの、予備試験についても考えておかなければならぬのではないかと。こういうことで提案させていただきます。

そのこととも関連して、例えば法科大学院に入っている限りは受験させないとか、そういう組み合わせもあるでしょう。それから、法科大学院に早く入る道として飛び級的な考え方でつなぐこともあるでしょうし、適性試験がどうなるかということもきちんとといかなければならない。いろいろあると思いますが、その組み合わせについての議論を早く、この顧問会議でやった方が良いのではないか。

今、もう1年切ってしまいました。顧問の一人として一応、問題提起として投げかけておきますので、次回の顧問会議では是非そういう点も踏まえて議論していただきたいと思います。

推進室としてはそういうことは認めないとか、認めるかどうかは分かりませんけれども、制限するか、しないかということの政策提言をどこかで決めておかないともう間に合わないのでないか。そこが資料1のことと関連するだろうと思っております。

○大塙室長 ただいま、予備試験に関して、納谷座長から、一顧問のお立場としての御意見が示されました。私たちとしては、前回の顧問会議でも申し上げたかと思うのですけれども、今年の11月6日に予備試験の発表があるわけです。次回の顧問会議が11月20日となっています。それで、11月6日に予備試験の発表がありますと、平成23年から始まった予備試験、平成23年～25年と、それに対する司法試験の平成24年～26年というもので3セットできて、なおかつ、今年の予備試験の合格者もどれぐらいかが分かるということがありますので、次回の11月20日のときには、この予備試験と法科大学院の議論、これまでもやってまいりましたけれども、それについて意見交換をしたいと考えております。

それで、6月27日、第10回の顧問会議のときにも、いわゆる閣議決定の話に加えて、私たちが提示しておりますA～D案みたいなものについて、顧問の皆さん方からの御意見を頂戴したと理解しております。納谷座長は、これまで、座長というお立場上、そのところは余り御自身の御意見は明確には開陳されていなかったのかなという感じはしまして、でも、今日提案された御意見は、座長というのではなくて、顧問のお一人として納谷顧問の御意見を開陳されたということであると思っております。その意味では、6月27日の顧問会議での皆さんの意見と今日の納谷顧問の御意見で6人分の、それなりの御意見が出たかなという位置付けですので、それを前提にして次回の顧問会議、11月20日になりますけれども、また意見交換をするのかなと思っております。

○吉戒顧問 こんなことを申し上げると失礼かもしれないですが、私も政府のいろいろな審議会の委員とか幹事をやっていましたが、座長というのは、中立・公平に議事を進行する立場の方なのであって、余り私案を言われることはなかったように思います。そして、もし言われる場合にも、大体その場の雰囲気でまとまる方向で、こうではないかという出し方をされたことはありました。今日の御提案はそういう意味ではなくて、一顧問としてお出しになっているわけですね。ですから、私としては、これから座長として、なるだけ中立・公平な議事の進行を図っていただきたいというのをお願いしたいと思います。

○納谷座長 ありがとうございます。

私も今のことだけコメントをしておきますが、私は推進室とは随分、この問題についてお話ししてきて、なかなかこここの議論の中にのりにくかったものですから、来月の、次回の顧問会議までに皆さんに考えていただきたいこともあります。一顧問として提案をさせてもらいたいということで、無理を言って提案させていただきました。

いずれにしても、私は顧問として言う機会が少なかったので、今日は、予備試験の受験資格制限について言わせていただく機会を頂きたいと思い、長々と私見を述べさせてもらいました。

○有田顧問 推進室にお願いですけれども、先ほどから問題になっております中央教育審議会の提言案の中に、この予備試験の制約をどうしていくのかという部分が2か所ぐらい出てきているのです。この提言案に出てきているということは相当、そういうテーマについての議論が行われたのだろうなと想像できるところなのです。

それで、次回までにそれぞれの提言がどんなものが、提言の基礎になっている議論がどういうものがあったのか。議事録を取れるのであれば、配っていただきたいなと思うのです。要望事項です。

○大塙室長 文部科学省の方ではどうですか。

○牛尾専門教育課長 対応できるようにしたいと思います。

○納谷座長 私の気持ちは、今日、急に言った話でもあるのですが、過日、六大学の方でペーパーを作つて突然出されたことがありました。ああいう行動があつたものですから、やはりきちんと発言するべきことは言っておかないとまずいかなと思ったので、私見を開陳した次第です。

○大塙室長 それでは、ちょっと時間もありませんので、最後の議題に行きたいと思います。

「3 法曹人口について」であります。

推進室が実施しております法曹人口調査につきまして、現在の実施状況を御報告いたします。お願いします。

○岩井参事官 参事官の岩井でございます。

それでは、法曹に対する需要・ニーズに関するアンケート調査の回収状況について御報告させていただきます。通し番号77ページ、資料5-1を御覧ください。

推進室といたしましては、資料5-1の上のところにありますとおり、本年6月から8月にかけてまして、需要について綿密な根拠に基づいて検討するために、業者に委託して一般の方々、それから、企業、国・地方自治体を対象に、法的ニーズに関するアンケート調査を実施しました。その後、業者においてアンケートの結果を全国各地から回収して、その回答を打ち込んで集計作業をしまして、本日、単純集計結果の報告を受ける予定となっております。

アンケート調査の内容につきましては、資料5-1の下の部分に概要が書いてあります。現在は、この中でアンケート調査の集計を受領する段階に至っております。詳細につきましては、これまでも御報告したことですので、省略させていただきます。

次に、アンケートの回収状況について報告します。1枚めくつていただきまして、通し番号79ページ、資料5-2を御覧ください。ここでは各アンケートの調査について、速報値ですが、回収数などを記載しております。

まず、法律相談に来られた方への調査ですけれども、全国約140か所の法律相談センターなどで2万通の調査票を配布する形で調査を行いました。回収目標は4,000であります、それに対して9,888通、回収率約50%という非常に高い回収率を達成することができました。当初予想した2倍以上の回答を頂くことができましたので、回答に御協力いただいた方々、それから、アンケートの配布や回収に御協力いただいた日弁連、各地の弁護士会、法テ

ラス、法律相談センターの皆様に心より感謝を申し上げます。

右のところですが、インターネット調査におきましては、目標が4,000に対しまして、4,031の回答を頂いております。

今度は左下になりますが、企業に対するアンケートについては、様々な規模の企業に対して質問票を郵送させていただきました。この調査におきましても、回収目標を1,500というところまでを考えていたのですが、1,939通、回収率約24%程度の回答を頂くことができました。

それから、資料の右下にあります、国と地方自治体に関する調査ですが、国では約50の機関を対象としておりまして、48の機関から実情の詳細をお聞きすることができ、また、地方自治体については、配布を1,000通りましたが、そのうち762通の回答を頂くことができました。

こうした企業や自治体の関係者の皆様に御協力をいただいたことにも感謝申し上げます。

頂いた回答の単純集計が本日で終わりますので、今後はこの集計結果に基づいて、様々な観点から分析を加えまして、法曹に対するニーズの有無について分析したいと思います。

それから、最後に各種のアンケートで行った質問内容について簡単に御報告させていただきたいと思います。1枚めくつていただいて、資料5-3、通し番号81ページを御覧いただければと思います。

こちらには、アンケート調査での質問の内容について概要を列挙させていただきました。具体的な質問については、時間の関係もありますので、一つ一つ取り上げることは省略したいと思います。

通し番号81ページの頭のところにあります「質問のポイント」というところが大体観点が共通しているものでありまして、法曹に対するニーズが認められる分野であるとか、あるいは法曹の利用の促進、阻害する要因であるとか、あるいはアクセスに関する意識であるとか、具体的な事例において法曹を利用するための費用についての意識といったことを質問しております。

今後は、このほかの各種のデータ、例えば裁判事件数の動向とか、あるいは弁護士に関しては統計といったものの分析も進めまして、そして、今回のアンケート調査で判明しましたニーズに関する分析とも合わせて総合的な検討をして、その上で法曹人口の在り方について結論を出していきたいと考えております。

推進室といたしましては、今後アンケートの分析が進み次第、顧問会議において御報告させていただきたいと思います。

以上、簡単に御報告させていただきました。

○大場室長 法曹人口調査についての御報告ということになります。

今、説明がありましたとおり、主にアンケート調査の分析をこれから進めていくということでありますので、ある程度進んだ段階で顧問の皆様に御報告して、分析の方向性やその後の進め方について御意見を頂戴したいと考えております。

それでは、時間になりましたので、そろそろ閉会とさせていただきたいのですが、次回の日程などについて御説明いたします。

○西山副室長 次回の顧問会議の日時は、11月20日木曜日午前9時30分から午前11時30分まで、場所は本日と同じ、法務省第1会議室となっております。

○大塙室長 それでは、これで終わりにしたいと存じます。

本日はありがとうございました。次回もよろしくお願ひいたします。